

陸上自衛隊山口駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	山口県山口市	上宇野令七百八十四番地
対象防衛関係施設 の区域	山口県山口市	上宇野令及び宮野下（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	山口県山口市	石観音町、後河原、江良一丁目から三丁目まで、円政寺、円政寺町、大市町、大内御堀（次の図面に示す部分に限る。）、大内御堀一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大手町、大殿大路、折本一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、金古曾町、上宇野令（次の図面に示す部分に限る。）、上豎小路、木町、久保小路、香山町（次の図面に示す部分に限る。）、桜島一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三の宮一丁目及び二丁目、芝崎町、下豎小路、諸願小路、新馬場、銭湯小路、惣太夫町（次の図面に示す部分に限る。）、滝町（次の図面に示す部分に限る。）、天花一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、道祖町、堂の前町、中市町、中河原、中河原町（次の図面に示す部分に限る。）、七尾台、野田、東山二丁目、平野一丁目から三丁目まで、古熊一丁目から三丁目まで、水の上町（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘、宮野下（次の図面に示す部分に限る。）並びに八幡馬場
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

陸上自衛隊山口駐屯地周辺地域 (山口県山口市上宇野令784番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

